

「川口市地域防災計画の一部修正」(案) の概要

「川口市地域防災計画」は、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的に、「災害対策基本法」、「防災基本計画」及び「埼玉県地域防災計画」に基づき策定している。

今年度の修正案は、第一本庁舎の防災中枢拠点の指定、川口市立医療センターの基幹災害拠点病院としての役割の明確化、災害発生時の民間協定の拡充、統計的資料の整備等を行うもの。

○ 主な修正項目

1 第一本庁舎等を防災中枢拠点として指定

第一本庁舎を防災中枢拠点にするとともに、今後建設する2期棟について、災害対策活動に関わる車両等の駐車場や一時避難スペースなど防災中枢拠点における活動を支援する施設として位置づけるもの。

2 鳩ヶ谷庁舎を代替庁舎として指定

第一本庁舎が被災して使用できない場合、被害の状況に応じて鳩ヶ谷庁舎又は災害対策本部長が指定する施設を防災中枢拠点とするもの。

3 基幹災害拠点病院部への名称の変更

川口市立医療センターは、県から基幹災害拠点病院として指定されているため、医療部の名称を基幹災害拠点病院部に変更するもの。

4 基幹災害拠点病院の役割の明確化

川口市立医療センターは、基幹災害拠点病院として、

- (1) 災害派遣医療チーム(DMAT)を複数保有し、派遣する体制があること
- (2) 被災後早期に診療機能を回復できる業務継続計画が整備された緊急救命センターであること
- (3) 病院機能を維持するための全ての施設が耐震構造を有すること
- (4) 病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること

など地域基幹病院との役割の違いを明確にするとともに、災害時に応急対策活動の拠点となる公共施設や川口市立医療センターは、活動の支障とならないよう避難所として指定する施設から除外することを記載するもの。

5 防災協定の追加

新たな防災協定を5件追加するもの。(川口薬剤師会、㈱マルフク商事、パークホームズ川口幸町センターステージ、ハイラーク川口、グリーンビュー第3川口管理組合及びグリーンビュー第3川口町会)

○ その他の修正項目

1 所掌事務の見直し等に伴う担当業務の変更

所掌事務の見直しや事務移管等により、担当業務の一部変更を行うもの。

2 災害拠点病院の追加及び名称の変更

災害拠点病院に、上尾中央総合病院、埼玉医療生協協働組合羽生総合病院、埼玉県立小児医療センターの3病院を追加するとともに、独協医科大学越谷病院の名称を独協医科大学医療センターに変更するもの。

3 第2種感染症指定医療機関の追加

第2種感染症指定医療機関に上尾中央総合病院、独立行政法人国立病院機構埼玉病院の2病院を追加するもの。

4 その他の一覧表及び数値等の変更

各種統計データ、住居表示の変更、要配慮者施設一覧、指定文化財一覧表等を更新するもの。

※ 資料1－2は、訂正箇所の全てを掲載しておりませんのでご了承ください。

○ 修正予定時期

令和2年3月